

**本書面の内容を十分にお読みください。**

## 重要事項説明 契約締結前交付書面 [低圧]

レネックス電力合同会社 (以下「当社」といいます。) は、電気事業法第 2 条の 13 に基づき、お客様と電気需給契約 (以下「本契約」といいます。) を締結するにあたって、以下のとおり本契約の内容を事前に説明し、本書を提供します。

なお、本書に記載の事項は、本契約上特に重要となる事項を抜粋したものであり、本契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。本書に記載のない事項を含め、本契約の供給条件は、当社の Q でんき電気需給約款 [低圧] (以下「需給約款」といいます。)、当社の料金メニュー表 [低圧] 及びお客様が作成された電気需給契約申込書 (ウェブサイト上のお申込内容を含みます。) により定まりますので、これらの書面の内容についても十分にお読みください。需給約款及び料金メニュー表 [低圧] は、当社のホームページでご覧いただけます。

### 1. 小売電気事業者及び媒介・取次・代理業者

#### (1) 小売電気事業者

名称 : レネックス電力合同会社

登録番号 : A0647

#### (2) 媒介・取次・代理業者

本契約の締結にあたっては、当社の委託先が媒介、取次又は代理を行うことがあります。この場合の、媒介、取次又は代理の別、媒介、取次又は代理業者の名称・連絡先は、当該当社の委託先がお客様に交付した説明書に記載のとおりです。なお、この媒介、取次又は代理にかかわらず、お客様への小売供給は当社が行います。

### 2. お申込みの方法

当社所定の方式により必要事項を記載のうえご提出いただく方法によりお申込みください。

なお、お申込みに先立ってお客様には以下の事項をご承諾いただきます。

- (a) 一般送配電事業者の託送供給等約款 (以下「託送供給等約款」といいます。) に定められている需要家に関する事項を遵守すること
- (b) 当社が、本契約及び託送供給契約に必要なお客様の情報について、一般送配電事業者から提供を受けること

### 3. 小売供給開始の予定年月日及び契約期間

- (1) 需給開始予定日は、お客様に電気の供給を開始する日として、お客様と当社が協議により決定します。但し、本契約成立前に、需要場所についてお客様が無契約の状態での電気の使用を開始した場合には、当該電気の使用を開始した日を需給開始日とします。
- (2) 契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日以降 1 年目の日までとします。但し、需給約款若しくは申込みの際に別段の定めを行った場合又はお客様と当社との間で別段の合意をした場合は、当該定めによります。
- (3) 契約期間満了の 1 か月前までにお客様又は当社から別段の意思表示がない場合、本契約は、契約期間満了時から 1 年間、同一条件で延長されるものとし、その後も同様とします。
- (4) 契約締結後、天候、一般送配電事業者による拒絶、停電交渉等その他のやむをえない理由によって、当社は需給開始日に電気を供給できないことがあります。この場合には、お客様及び当社は、協議により、需給開始日を変更し、又は本契約を終了させることができます。

### 4. 供給条件 (従量電灯/時間帯別電灯 (オール電化))

- (1) Q でんき (従量電灯) 又は Q でんき (時間帯別電灯 (オール電化)) のうちいずれかのプランが適用されます。
- (2) 各プランの料金については、別表 1 から 3 までをご覧ください。また、原則、現在ご契約中の小売電気事業者との契約電流・契約容量・契約電力に則り、プランの設定を行います。なお、供給電気方式、供給電圧及び周波数は、託送供給等約款の定めるところによります。

### 5. 料金の改定

託送供給契約若しくは託送供給等約款の変更、法令等の変更又は電気事業に関する事業環境若しくは市場環境の著しい変化 (ハイパーインフレーション及び公租公課、発電費、燃料費、卸電力取引市場の取引価格その他の諸費用の高騰を含みますが、これらに限られません。) により本契約の基礎となる事情が実質的に変更された場合には、当社及びお客様は料金の改定について誠実に協議するものとします。

### 6. 工事費等の負担

託送供給等約款に基づき当社が一般送配電事業者から工事費等の負担又は精算を求められたときは、お客様に当該費用をご負担いただきます。なお、当該費用及びその支払期限は託送供給等約款の定めに従い、一般送配電事業者が算出及び決定するものとします。

工事完成後、お客様が支払った工事費負担金と、実際の工事費負担金に差異があり、一般送配電事業者から精算を求められた場合には、その差額をお客様にお支払いいただきます。

### 7. その他のお客様の負担

- (1) お客様の責めに帰すべき事由により当社が託送供給等約款の違約金を請求された場合は、お客様は、当該違約金の金額を負担するものとします。

- (2) お客様が故意又は過失によって一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、又は亡失した場合は、お客様は、その設備について一般送配電事業者より当社に請求のあった金額を賠償するものとします。
- (3) 以下の場合、お客様には、当社との間で、本契約の終了又は変更の日に、それぞれ以下に定めるとおり料金及び工事費等を精算いただきます。但し、当社が違反当事者となって本契約が解除される場合及び非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(a) 契約電力等を新たに設定し又は増加した後1年に満たないで終了する場合

それまでの期間の料金について、遡って、新たに設定し又は増加した契約電力等につき、該当料金の10%を割り増ししたものを適用して算定される額と、既に支払われた料金との差額をお支払いいただきます。この場合において、託送供給等約款に基づき当社が料金又は工事費の追加の支払いを求められるときには、お客様はその追加支払額を負担するものとします。なお、増加後に終了する場合には、それぞれの使用電力量は、契約電力等の増加分と残余分の比で按分したものとします。

(b) 契約電力等を新たに設定し又は増加した後1年に満たないで減少する場合

それまでの期間の料金について、遡って、減少する契約電力等（増加後に減少する場合で、減少する契約電力等分が増加した契約電力等分を上回るときは、増加した契約電力等分とします。）につき、該当料金の10%を割増ししたものを適用して算定される額と、既に支払われた料金との差額をお支払いいただきます。この場合において、託送供給等約款に基づき当社が料金又は工事費の追加の支払いを求められるときには、お客様はその追加支払額を負担するものとします。なお、この場合には、それぞれの使用電力量は、契約電力等の減少分と残余分の比で按分したものとします。

## 8. 供給電力量・料金の算定方法

- (1) 計量又は検針は、託送供給等約款の規定に基づき一般送配電事業者が決定した日に、一般送配電事業者が実施します。一般送配電事業者が、託送供給等約款の規定に基づき、計量又は検針を行わないものとした場合には、一般送配電事業者が別途定める日を計量日又は検針日とします。

- (2) 使用電力量は、原則として、一般送配電事業者が需給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量します。料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、需給地点ごとに、料金の算定期間において合計した値とします。当社は、お客様に対して、一般送配電事業者から毎月通知される需給地点ごとの計量の結果を速やかに通知します。

計量器の故障等によって一般送配電事業者が使用電力量を正しく計量できなかった場合の算定使用電力量は、託送供給等約款によって定めます。

- (3) 料金の算定期間は、託送供給等約款に定める計量期間等とします。但し、(i)電気の供給を開始した場合、又は(ii)本契約を解除した場合の料金の算定期間は、それぞれ、(i)需給開始日から需給開始日を含む計量期間等の終期までの期間又は(ii)最後の計量期間等の始期から解除日の前日までの期間とします。

料金は、①電気の供給を開始し、又は本契約が終了した場合、②契約電流、契約容量、契約電力、供給電圧等を変更したことにより料金に変更があった場合、③「5. 料金の改定」に定める料金改定により料金に変更された場合を除き、料金の算定期間を1月として計算します。

上記①、②又は③の場合、基本料金はそれぞれ、(①の場合)需給開始日から初回の計量期間等の終期までの日数、若しくは本契約終了日の直前に終了した計量期間等の終期の翌日から本契約終了日までの日数、(②③の場合)直前に終了した計量期間等の終期の翌日から料金の変更が生じた日の前日までの日数、若しくは料金の変更が生じた日から当該日の後最初に到来する計量期間等の終期までの日数による1月の基本料金の日割計算とし、電力量料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間の実際の使用電力量により計算します。

なお、当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてその都度使用電力量の計量値の確認をします。

## 9. 料金その他の支払義務・支払方法

- (1) お客様の各月の料金の支払義務は、①当該月の計量日若しくは検針日又は②本契約が終了した場合には本契約の終了日に発生します。

料金は、支払義務が発生した日の属する月の翌月末日（但し、当該日が銀行の非営業日に該当する場合には、翌銀行営業日）までにお支払いください。

- (2) 料金等の支払方法は、原則としてクレジットカード払いとし、クレジット会社により当社指定の金融機関に払い込まれたときに履行されたものとします（但し、当社が別途指定する場合には、その他の方法によることとします。）。料金については毎月、その他の費用等についてはその都度ご請求致します。当社によるお客様への請求は、原則として、(a)当社のホームページにおけるMy Page上でおお客様の閲覧に供する方法又は(b)電子メールの送信による方法により行います。

- (3) 当社は、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した書式により、お客様に料金及びその他の債務の支払いを請求できるものとします。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に料金その他の払い込みが行われたときに、当社に対する支払いがなされたものとします。

- (4) 料金は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

- (5) 本契約に基づく金銭債務が支払期日までに支払われない場合には、お客様は、支払期日の翌日より実際の支払日までの経過日数に応じて、年率14.6%（1年間を365日とします。）の遅延損害金を支払うものとします。

## 10. 保証金

供給の開始又は再開に先だって、予想月額料金の3月分に相当する金額を超えない範囲で、お客様から保証金を預けてい

ただくことがあります。また、お客様の支払履歴や財務状況に変化が認められた場合には、供給継続の条件として、お客様から新たに又は追加の保証金を預けていただくことがあります。

保証金の預かり期間は、契約期間終了の日以降 60 日目の日までとします。なお、保証金には利息を付しません。

本契約が終了した場合又は本契約に基づくお客様の金銭債務が支払期日までに支払われなかった場合には、保証金をお客様の金銭債務に充当することがあります。

### **11. 供給の停止・中止や利用の制限**

- (1) 託送供給等約款に基づき一般送配電事業者が託送供給を停止した場合には、お客様に対する電気の供給が停止されることがあります。この場合、当社のお客様のうけた損害について賠償の責任を負いません。
- (2) 次の場合には、契約期間中に電気の供給が中止され、又はお客様による利用が制限され、若しくは中止されることがあります。なお、この場合であっても、当社の責に帰すべき事由に基づく場合を除き、お客様には、その停止等の期間中についても基本料金を増減することなくお支払いいただきます。また、以下の事由が当社の責めによらない理由であるときは、当社のお客様のうけた損害について賠償の責任を負いません。
  - (a) 一般送配電事業者が、その維持及び運用する供給設備について使用を制限又は中止した場合
  - (b) 一般送配電事業者の供給設備に故障が生じ、又は故障が生ずるおそれがある場合
  - (c) 一般送配電事業者による供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
  - (d) 非常変災の場合
  - (e) その他需給上又は保安上必要がある場合
- (3) その他当社の責めによらない理由（「19. 不可抗力」に規定する不可抗力事由又は一般送配電事業者の責めに帰すべき事由による場合を含みます。）によりお客様に損害が生じた場合、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責任を負いません。

### **12. お客様にご協力いただく事項**

- (1) お客様には、一般送配電事業者が建設又は所有する供給設備の工事及び維持のために必要な用地の確保等についてご協力いただきます。
- (2) 当社が本契約の遂行上必要と認めるとき、又は一般送配電事業者が業務を遂行する過程で必要なときは、お客様の承諾を得て、お客様の土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、正当な理由がない限り、お客様には立ち入り及び業務の実施を承諾していただきます。なお、お客様の求めに応じ、一般送配電事業者の係員は証明書を提示します。
- (3) お客様の電気の使用により、次のいずれかの原因により第三者の電気の使用を妨害し、若しくは妨害するおそれがある場合、又は一般送配電事業者の電気工作物に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客様には、お客様の負担で、必要な調整装置又は保護装置を設置していただきます。特に必要がある場合には、一般送配電事業者はお客様の負担で、供給設備を変更し、又は専用供給設備を設置することができるものとします。
  - (a) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
  - (b) 負荷の特性によって電圧又は周波数が著しく変動する場合
  - (c) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
  - (d) 著しい高周波又は高調波を発生する場合
  - (e) その他前各号に準ずる場合

お客様が、発電設備を一般送配電事業者の供給設備に接続して使用する場合にも、上記と同様とし、この場合、お客様は、法令で定める技術基準、一般送配電事業者が定める系統連系に関する契約要綱等、その他の法令等に従い、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続するものとします。

- (4) お客様が電気工作物の変更の工事を行った場合、お客様には、当該工事の完成後、速やかにその旨を一般送配電事業者又は登録調査機関に通知していただきます。一般送配電事業者は、お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査するにあたり、必要があるときは、お客様の承諾を得て、電気工作物の配線図等の提供をお客様に対して要求することがあります。
- (5) ①お客様が、一般送配電事業者の電気工作物に異常若しくは故障があり、又は異常若しくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合、又は②お客様が、お客様の電気工作物に異常若しくは故障があり、若しくは異常若しくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合、お客様には速やかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。

お客様が一般送配電事業者の電気工作物に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みますがこれに限られません。）の設置、変更又は修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更又は修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の電気工作物に直接影響を及ぼすこととなった場合には、速やかにその内容を一般送配電事業者に通知ください。これらの場合において、保安上特に必要があるときには、一般送配電事業者は、お客様に対し、その内容の変更を要求することができます。

一般送配電事業者は、必要に応じて、電気の供給に先立ち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客様と協議を行うことができます。

### **13. 契約の変更**

- (1) お客様が料金メニュー又は契約電力等の変更を希望される場合、当社が指定する方法により当社にお申込みください。
- (2) 需給約款又は料金メニューは、当社が必要と判断した場合、変更することがあります。この場合、当社は変更後の需給約款又は料金メニューを、事前に当社のホームページ等を通じてご案内し、当該変更は、ご案内の際に定める効力

発生日に効力を生じます。当社が需給約款又は料金メニューの変更をお客様に通知した日（当該変更に関するメール・書面などをお客様のご連絡先に発送した日）から30日以内にお客様から当社へ連絡がなかった場合、お客様が当該変更同意したものとみなし、変更後の需給約款又は料金メニューが適用されるものとします。

- (3) 需給約款若しくは料金メニュー又は本契約が変更される場合、当社は、供給条件の説明並びに契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行います。
- (a) 供給条件の説明及び契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- (b) 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、かかる書面には当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載します。
- 但し、小売供給約款若しくは料金メニュー又は本契約の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、当社は、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明し、また契約締結後の書面交付を行いません。

#### **14. お客様からの解除**

- (1) お客様が本契約の解除を希望する場合は、当社が指定する方法により、当社に申し出るものとします。
- (2) この場合、当該申出の際に記載された解除希望日が本契約の終了日となります。但し、お客様が当該申出より前に電気の使用を廃止していた場合は、当社がお客様からの解除の申出を受領した日を本契約の終了日とし、また、当社の責めによらない理由（非常変災等の場合を除きます。）により、供給を終了させるための処置ができない場合は、供給を終了させるための処置が可能となった日を本契約の終了日とします。
- (3) (1)の場合、当社はおお客様のうけた損害について賠償の責任を負いません。

#### **15. 契約違反による解除**

- (1) お客様は、当社が以下のいずれかに該当する場合、当社に通知のうえ、本契約を解除することができます。
- (a) 本契約に違反した場合
- (b) 倒産手続の申立がなされた場合
- (c) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥り、又は手形交換所から不渡り処分を受け、その他財産状態が悪化した場合
- (d) 合併によらずして解散した場合
- (e) 本契約の履行に関して、不正又は背信的な行為があった場合
- (2) 当社は、お客様が以下のいずれかに該当する場合、お客様に通知のうえ、本契約を解除することができます。当該解除によって、お客様は、当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに当該債務の全額を一括弁済するものとします。
- (a) 本契約に基づく金銭の支払いを怠った場合
- (b) 本契約に違反した場合
- (c) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥り、又は手形交換所から不渡り処分を受け、その他財産状態が悪化した場合
- (d) 合併によらずして解散した場合
- (e) 本契約の履行に関して、不正又は背信的な行為があった場合
- (3) 当社は、お客様が以下のいずれかに該当する又は該当するおそれがある場合には、お客様に通知のうえ、本契約を解除することがあります。当該解除によって、お客様は、当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに当該債務の全額を一括弁済するものとします。
- (a) お客様の責に帰すべき事由により、保安上の危険が生じた場合
- (b) 需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、又はなくした場合
- (c) 一般送配電事業者が無断で一般送配電事業者の供給設備とおお客様の電気設備との接続を行った場合
- (d) 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、又は電気を使用された場合
- (e) 電灯及び小型機器をご使用のお客様向けの料金メニューを契約せずに、電灯及び小型機器を使用した場合
- (f) 「12. お客様にご協力いただく事項」に記載している事項に協力いただけなかった場合
- (g) その他お客様に帰すべき事由により託送供給等約款に基づき託送供給が停止し又は託送供給契約が終了した場合
- (4) お客様が解除の申し出をされないうえ、その需要場所から移転され、電気を使用していないことが明らかな場合には、一般送配電事業者が供給を終了させるための処置を行った日に本契約は当然に終了するものとします。

#### **16. 供給開始に至らないで本契約を終了又は変更する場合の費用及び中途解約補償金**

- (1) 供給設備の一部又は全部が施設された後、お客様の都合によって供給開始に至らないで本契約が終了又は変更される場合には、お客様は、一般送配電事業者が請求した費用を支払うものとします。なお、この場合には、実際に供給設備の工事が行われなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、お客様は、その実費を支払うものとします。
- (2) 本契約が契約期間の満了日前に終了した場合、お客様は、当社に対し中途解約補償金として7000円を支払うものとします。但し、(a)本契約の終了時点において、需給開始日から1年が経過した場合、(b)お客様が当社から小売供給を受けることができない場所に転居される場合、(c)「3. 小売供給開始の予定年月日及び契約期間(4)」に基づき本契約が終了する場合、及び(d)当社が違反当事者となって「15. 契約違反による解除」に基づき本契約が解除される場合は、中途解約補償金は発生しません。

## 17. 譲渡の禁止

お客様は、当社の事前の書面による同意なしに、本契約に基づく地位並びに権利及び義務を譲渡できないものとします。

## 18. 不可抗力

- (1) 天災、戦争、テロ、疫病その他の当社又はお客様のどちらの責めに帰すべき事由ともならない事由（以下「不可抗力事由」といいます。）により、いずれかの当事者の本契約上の義務の全部又は一部の履行ができなくなった場合には、当該不可抗力事由が継続する期間において、当該当事者は、当該義務の履行を免れるものとします。また、他の当事者は、当該不可抗力事由が継続する期間において、当該義務に応じた本契約上の義務の履行を免れるものとします。
- (2) 不可抗力事由が発生した場合には、お客様及び当社は、不可抗力事由による本契約上の義務の履行ができなくなった状況の解消について誠実に協議するものとします。

## 19. その他

当社以外の小売電気事業者から当社に電気の契約を切り替えた場合、ポイント等の特典の失効や解約による違約金・精算金等が発生する場合があります。詳しくは、現在の小売電気事業者へご確認ください。

停電や電気の供給設備に関するお問い合わせは、一般送配電事業者までご連絡ください。

## 20. 訪問販売時の説明書交付

当社の委託先が訪問販売を行う場合、当社及び当該当社の委託先の所在地及び代表者氏名、並びに担当者氏名、お申込みいただいた年月日及びお申込みいただいたプランの種類は、当該当社の委託先がお客様に交付する説明書に記載致します。

## 21. 個人情報の取扱いについて

お客様の個人情報の取扱いに関しては、別添の「個人情報等の取扱いに関する条項」をご参照ください。

### クーリングオフについて

次の事項は、「特定商取引に関する法律」に定める「訪問販売」又は「電話勧誘販売」に該当する場合に適用となります。

- (1) お客様は、本書面を受領した日から8日を経過するまでは、書面により無条件に本契約の申込みの撤回又は本契約の解除（以下「クーリングオフ」といいます。）を行うことができます。クーリングオフの効力は、当該書面の発信の日に発生します。
- (2) クーリングオフに関する事項について、お客様が、当社が不実のことを告げたことにより誤認をし、又は当社が威迫したことにより困惑し、これによって本契約の申込みの撤回又は本契約の解除を行わなかった場合には、当社からクーリングオフができる旨の書面を改めて交付し、お客様がこれを受領した日から8日を経過するまでは、お客様は書面により本契約の申込みの撤回又は本契約の解除を行うことができます。
- (3) クーリングオフがあった場合、
  - (a) 当社がお客様に対してそのクーリングオフに伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することはありません。
  - (b) 既に引き渡された商品の引き取りに要する費用は当社が負担します。
  - (c) お客様が当社から供給された電気を消費して得た利益について、当社がお客様に対して支払いを求めることはありません。
  - (d) お客様が既に料金を支払っている場合には、当社はお客様に対し、速やかにその全額を返還します。

お問い合わせ先：

電気小売事業者：レネックス電力合同会社

電子メールアドレス：[info@solar-mate.jp](mailto:info@solar-mate.jp) 電話番号：0120-105-110

対応時間帯：[平日] 9時00分～17時00分

※媒介、取次又は代理業者がお問い合わせ対応を行う場合の連絡先及び対応時間帯は、当該当社の委託先がお客様に別途交付した説明書の記載のとおりです。

別表 1 各メニューの料金表  
 料金表(Q でんき オール電化プラン)

エリア	基本料金		電力量料金(円/kWh)					
	北海道電力	1kW あたり 396.00 円		日中 27.05 円		休日 17.63 円	夜間 16.75 円	
東北電力	10kVA まで 1,980 円	10kVA を超える 440 円/1kVA	冬季ピーク 43.14 円	夏季ピーク 43.14 円	他季ピーク 39.22 円	オフピーク 26.73 円	夜間 10.86 円	
東京電力	10A/1kVA あたり 286 円		午前 6:00~翌日午前 1 時 25.80 円			午前 1 時~午前 6 時 16.89 円		
中部電力	10kVA まで 1,487.04 円	10kVA を超える 286 円/1kVA	デイタイム 38.71 円		ホームタイム 28.52 円	ナイト 15.49 円		
北陸電力	10kVA まで 1,650 円	10kVA を超える 242 円/1kVA	夏季昼間 34.94 円	他季昼間 25.06 円		ウィークエンド 19.63 円	夜間 11.88 円	
関西電力	10kVA まで 2,200 円	10kVA を超える 396 円/1kVA	デイ夏季 28.96 円	デイその他 26.33 円	リビングタイム 22.89 円		ナイト 14.44 円	
中国電力	10kW まで 1,650 円	10kW を超える 407 円/1kW	デイ夏季 32.68 円	デイその他 30.62 円	ホリデータイム 14.87 円		ナイト 14.13 円	
四国電力	10kW まで 1,650.00 円	10kW を超える 562.22 円/1kW	平日昼間 32.49 円		休日 21.64 円	夜間 14.87 円		
九州電力	~10kW 1,650 円	~15kW 4,400 円	15kW を超える 550 円/1kW	平日昼間夏冬 26.84 円	平日昼間春秋 23.95 円	休日昼間夏冬 21.22 円	休日昼間春秋 17.82 円	夜間 12.55 円

料金表(Q でんき 従量電灯プラン)

エリア	基本料金				電力量料金(円/kWh)		
	北海道電力	30A 1,023 円	40A 1,364 円	50A 1,705 円	60A 2,046 円	~120kWh 22.77 円	121~280kWh 28.75 円
東北電力	30A 990 円	40A 1,320 円	50A 1,650 円	60A 1,980 円	~120kWh 17.65 円	121~300kWh 24.06 円	301kWh~ 27.82 円
東京電力	30A 858 円	40A 1,144 円	50A 1,430 円	60A 1,716 円	~120kWh 18.89 円	121~300kWh 25.16 円	301kWh~ 29.04 円
中部電力	30A 858 円	40A 1,144 円	50A 1,430 円	60A 1,716 円	~120kWh 19.99 円	121~300kWh 24.23 円	301kWh~ 27.04 円
北陸電力	30A 726 円	40A 968 円	50A 1,210 円	60A 1,452 円	~120kWh 16.95 円	121~300kWh 20.64 円	301kWh~ 22.27 円
関西電力	最低料金(15kWh まで) 341.01 円				~120kWh 19.29 円	121~300kWh 24.42 円	301kWh~ 27.27 円
中国電力	最低料金(15kWh まで) 336.87 円				~120kWh 19.72 円	121~300kWh 26.07 円	301kWh~ 28.08 円
四国電力	最低料金(15kWh まで) 411.40 円				~120kWh 19.35 円	121~300kWh 25.64 円	301kWh~ 28.98 円
九州電力	30A 891 円	40A 1,188 円	50A 1,485 円	60A 1,782 円	~120kWh 16.59 円	121~300kWh 21.91 円	301kWh~ 24.76 円

別表 2 燃料費調整

1. 燃料費調整額の算定

(1) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値とします。

- ① 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合  
燃料費調整単価 = (基準燃料価格 - 平均燃料価格) × 基準単価 / 1,000
- ② 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合  
燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × 基準単価 / 1,000

(2) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計(関税法に基づき公表される統計をいいます。)の輸入品の数量及び価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とします。なお、平均燃料価格は100円単位とし、100円未満の端数は10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

- A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格
- B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格
- C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の単位は1円とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。

(3)  $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ 、基準燃料価格及び基準単価の値

(1)及び(2)に定める $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ 、基準燃料価格及び基準単価の値は、需給地点が属する供給区域毎に、次の表に定めるとおりとします。なお、基準単価は消費税等相当額を含みます。

供給区域	北海道電力ネットワーク株式会社	東北電力ネットワーク株式会社	東京電力パワーグリッド株式会社
$\alpha$	0.4699	0.1152	0.1970
$\beta$	-	0.2714	0.4435
$\gamma$	0.7879	0.7386	0.2512
基準燃料価格	37,200円	31,400円	44,200円
基準単価	低圧：19銭7厘/kWh	低圧：22銭1厘/kWh	低圧：23銭2厘/kWh

供給区域	中部電力パワーグリッド株式会社	北陸電力送配電株式会社	関西電力送配電株式会社
$\alpha$	0.0275	0.2303	0.0140
$\beta$	0.4792	-	0.3483
$\gamma$	0.4275	1.1441	0.7227
基準燃料価格	45,900円	21,900円	27,100円
基準単価	低圧：23銭3厘/kWh	低圧：16銭1厘/kWh	低圧：16銭5厘/kWh

供給区域	中国電力ネットワーク株式会社	四国電力送配電株式会社	九州電力送配電株式会社
$\alpha$	0.1543	0.2104	0.0053
$\beta$	0.1322	0.0541	0.1861
$\gamma$	0.9761	1.0588	1.0757
基準燃料価格	26,000円	26,000円	27,400円
基準単価	低圧：24銭5厘/kWh	低圧：19銭6厘/kWh	低圧：13銭6厘/kWh

(4) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次の表に定めるとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(5) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(1)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定します。

2. 燃料費調整単価等の通知

当社は、各月の料金に係る第1項(2)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格及び第1項(1)によって算定された燃料費調整単価を、当社のホームページにおけるMy Page上でお客様の閲覧に供する方法によって、お客様に通知します。

### 別表 3 再生可能エネルギー発電促進賦課金

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価  
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。
2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用  
第 1 項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の初日から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の最終日までの期間に使用される電気に適用します。
3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
  - ① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該月の算定使用電力量に第 1 項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。
  - ② お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客様が当社にその旨通知したときは、お客様からの通知直後の 5 月の料金に係る計量期間等の初日から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の最終日まで（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項又は第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、認定取消日を含む計量期間等の最終日までとします。）の期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(i)にかかわらず、(i)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。なお、減免額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

別添

Q でんき加入による「CO2 排出削減プロジェクト」への参加についての同意

私は、以下の事項について確認・同意の上 Q でんき加入による「CO2 排出削減プロジェクト」への参加に同意致します。

- ① 住宅用太陽光発電設備によって発電した電気を自家消費することによる、温室効果ガスの排出削減効果について、当社が所有することに同意致します。
- ② 本プロジェクト以外の排出削減事業に参加していません。
- ③ 電力売電メーターの計器番号及び有効期限について、当社が各電力会社へ照会することに同意致します。
- ④ 当社が規定する個人情報の取扱いに同意致します。

Q でんき加入による「CO2 排出削減プロジェクト」について

太陽光発電システムからつくられたクリーンな電力を活用し、地球環境への貢献に活用するプロジェクトです。

【本プロジェクトの目的】

本プロジェクトは太陽光発電システムを導入し、系統電力から購入し消費する電力の一部を太陽光発電システムで発電した電気で代替することによって、CO2 排出量を削減することを目的としています。

レネックス電力 CO2 削減プロジェクト運営規約

<目的>

第1条 本会は、住宅用太陽光発電システム、及び、蓄電池（以下「システム」という。）を利用する会員の住宅等において自家消費された太陽光発電量から CO2 排出削減量を測定したものを取りまとめ、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット 制度」という。）実施要綱（2013年4月17日経済産業省、環境省、農林水産省決定）に基づき J-クレジットとして認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに、地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とする。

<管理及び運営>

第2条 本会の管理運営はレネックス電力合同会社が行う。

2 本会の代表者は、レネックス電力合同会社経営戦略部部长とする。

3 運営管理者は第1条の目的のために、次に掲げる業務を行う。

- (1) J-クレジット認証委員会への事業計画の申請に係る業務
- (2) J-クレジット認証委員会への実績報告（J-クレジット認証申請）に係る業務
- (3) 認証された J-クレジットの換価に関する業務
- (4) 地球環境の保全及び地球温暖化の防止に寄与する事業への活用に係る業務

4 本会はレネックス電力合同会社経営戦略部に置く

<会員資格等>

第3条 本会の会員資格は次のとおりとする。

(1) 2013年4月1日以降に住宅用太陽光発電システムを設置していること。

(2) レネックス電力合同会社に対して、発電量等が計測できるエネルギー計測器での、発電量、電力消費量取得に同意・協力すること。

(3) 国内で行われている他の排出削減事業に参加していないこと。

(4) 発生したクレジットの寄附に対する税制上の減免措置について、ハンファ Q セルズジャパン株式会社が特段の対応をしないことに同意すること。

(5) 発生したクレジットのモニタリングのため、太陽光発電設備の現物確認等、審査機関が実施する現地審査に同意・協力すること。

(6) 蓄電池を使用する場合は自家消費モードで使用することを推奨する。

2 会員は、管理運営者に太陽光発電設備の設置による環境価値を譲渡し、その権利を放棄する。

<入会申込>

第4条 本会に入会しようとする者は、別に定める様式により申込手続きをするものとする。

2 会員は、自己が、過去、現在又は将来のいつの時点においても、暴力団、暴力団構成員もしくはその関係者、不法収益・犯罪収益等に関連する犯罪行為者、又は総会屋その他反社会的勢力（以下、併せて「反社会的勢力」という）ではなく、かつ本会との信頼関係を破壊するに足る反社会的勢力とのつながりを有しないことを表明し保証する。

3 会員が、当該表明保証に違反した場合、本会は何らの通知又は催告をすることなく直ちに本規約の全部又は一部について、当然に期限の利益を失わせ、履行を停止し、又は、解除することができ、これによって被った本会の損害の賠償を請求することができる。

<実績報告>

第5条 会員は、発電実績をレネックス電力合同会社が指定する計測器（HEMS）を使ってシステムで共有するものと

する。なお、会員は、第9条に規定する会の存続期間が属する年度の発電実績については、何らかの理由でシステムによる共有がなされない場合を含み、会の存続にかかわらず報告を行うものとする。

<システムの処分等>

第6条 会員は、第9条に規定する会の存続期間内において、次に掲げる事項に該当する場合は、その旨をレネックス電力合同会社に届け出なければならない。

(1) システムが毀損され、又は滅失した場合

(2) システムを処分(売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)しようとする場合

<退会>

第7条 会員は、環境価値計測期間である8年間は、原則として退会出来ない。退会を希望する会員は、レネックス電力合同会社に、別に定める様式による「退会届」を提出するものとする。また、キャンペーン等でキャッシュバックを受け取っている場合で環境価値計測期間内に退会した場合は、キャッシュバック相当額の違約金が発生する場合がある。

2 レネックス電力合同会社は、会員が次に掲げる事項に該当する場合は、当該会員の退会措置をとることができる。

(1) 第3条に掲げる入会資格を喪失した場合

(2) 会員が本会の目的に著しく相応しくない行動をとった場合

(3) 前項の届出・提出があった場合

<会費>

第8条 本会の年会費等は無料とする。

<会の存続期間>

第9条 本会の存続期間は、J-クレジット制度の実施期間である2031年3月31日までとする。ただしレネックス電力合同会社は、経済産業省の政策変更、J-クレジットの売却状況等、同制度に関する状況の変化等に応じて、本会の存続期間を適宜見直すこととする。

<個人情報の取扱い>

第10条 本会の運営にあたって会員から得られた個人情報は、レネックス電力合同会社のプライバシーポリシー(<https://solar-mate.jp/privacy/>)に従って取り扱われるものとする。

<委任>

第11条 本規約に定めるもののほか、本会の入会に関し必要な事項は、運営・管理者が定める。

<附則>

本規約は、2020年11月1日より施行する。